平成7年4月1日制定

市道編入基準に関する規程(以下「規程」という。)の取扱いの細部について 次のとおり定める。

- 第1条 規程第3条第1号及び第4条第1項の「公共性」とは、次のものをいう。
  - (1) 道路の沿線に土地・建物ともに5件(戸)以上の所有者があること。
  - (2) 5件(戸)未満でも市は道路敷地の帰属は受ける。
  - (3) 宅地延長により道路形態を有しているものについては、建物が5戸以上あっても公共性とは認められないし、土地の帰属も受けない。
  - (4) 道路敷地に用益物件(地役権等)又は担保物件(抵当権等)が設定されている場合、申請者において抹消することが相当困難と認められる場合で、当該道路敷を市道として使用することについて、関係者の同意が得られるものについては、公共性に含めることができるものとする。
- 第2条 規程第3条第6号中、都市計画法の規定に基づき施行されるものとは、 同法第32条第2項により協議が整った開発道路で、主要道路に接続し、管 理権も市であるものとする。なお、同法第40条第1項及び第2項の規定に より帰属されたことで、規程第5条の申請とみなす。
- 第3条 規程第4条第1項の「宅地開発等」とは、開発行為でない小規模なもので、「適正に整備されているもの」とは、近い将来(概ね5年とする)において整備を要しないものとする。
- 第4条 規程第4条第2項については、陳情による市道編入に限る。

附則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。